

第6章 給 与

○厚木愛甲環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

(平成21年3月26日)
(条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、厚木愛甲環境施設組合議会の議員に対する議員報酬及び費用弁償並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議長、副議長、議会運営委員会の委員長及び副委員長並びに議員(以下「議長等」という。)の議員報酬の年額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 87,000円
- (2) 副議長 81,000円
- (3) 議会運営委員会の委員長 81,000円
- (4) 議会運営委員会の副委員長 78,000円
- (5) 議員 75,000円

(議員報酬の支給方法)

第3条 議長及び副議長にはその選挙された日から、議会運営委員会の委員長及び副委員長並びに議員にはその職に就いた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

- 2 議長等が任期満了その他の事由によりその職を離れたときはその日までの議員報酬を支給する。
- 3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、その年度の初日からは支給しないとき、又はその年度の末日までは支給しないときは、日割計算により支給する。この場合、議員報酬の年額を当該年度の日数で除して得た額をもって日額として計算する。
- 4 議員報酬は、年度を半期に分け、当該期分を各期末の月の翌月の末日までに支給

第6章 給与 (厚木愛甲環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例)

する。ただし、特に必要があるときは、支給日を変更して支給することができる。
(費用弁償)

第4条 議長等が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、常勤特別職の職員の旅費の額に相当する額とする。

2 前項の規定による旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費の例による。

附 則

1 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行し、公布日以後に支給する議員報酬及び費用弁償について適用する。

2 厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年厚木愛甲環境施設組合条例第11号）の規定により、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から公布日の前日までに支給された議会の議員の報酬及び費用弁償は、この条例の規定による議員報酬及び費用弁償とみなす。